

事務連絡

平成29年8月1日

各介護保険施設等管理者 殿

茨城県保健福祉部長寿福祉課長

介護保険施設等における感染症及び食中毒の予防・まん延防止策の一層の推進について

先月末、県内の介護老人保健施設において、腸管出血性大腸菌「O157」による入所者への集団感染が発生しました。

つきましては、各施設等におかれましては、各施設等において作成されている「感染症及び食中毒の予防・蔓延防止のための指針」等に基づき、感染症及び食中毒の予防・蔓延防止対策に万全を期するとともに、下記の対応を徹底されるようお願ひいたします。

また、施設等内において、集団感染の兆候が見られた場合には、管轄の保健所及び関係市町村への速やかな情報提供が行われますよう、併せてお願ひいたします。

1 介護保険法に係る法令等に基づく対応の徹底について【衛生管理等】

- (1) 感染症及び食中毒の予防については、必要に応じて管轄の保健所の助言、指導を求めること。
- (2) 調理及び配膳に伴う衛生は、大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守すること。
- (3) 「感染症対策委員会」を概ね3月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (4) 「感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針」等を厳格に運用し、介護職員その他の従業者に対する研修を適切に行なうこと。

2 参考通知等について

- (1) 【別添】厚生労働大臣が定める感染症又食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）
- (2) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省平成9年3月24日衛食85号「大規模食中毒対策等について」の別添）
- (3) 厚生労働省、茨城県感染症情報センター、国立感染症研究所等のHP等

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

(平成18年3月31日 厚生労働省告示第268号)
(一部改正: 平成20年5月30日 厚生労働省告示第323号)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第2項第四号、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第27条第2項第四号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第29条第2項第四号、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第28条第2項第四号、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第四号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第151条第2項第四号及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第26条第2項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、次のとおりとする。

- 一 養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指令介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、指定地域密着型介護老人福祉施設又は軽費老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）の従業者が、入所者、入居者又は入院患者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者又は施設長（以下「管理者等」という。）に報告する体制を整えること。
- 二 養護老人ホーム等の管理者等は、当該養護老人ホーム等における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前号の報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。
- 三 養護老人ホーム等においては、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置

を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。

四 養護老人ホーム等（軽費老人ホームを除く。以下この号において同じ。）の医師及び看護職員は、当該養護老人ホーム等内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。

五 養護老人ホーム等の管理者等及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者（以下「有症者等」という。）の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。

六 養護老人ホーム等は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。

七 養護老人ホーム等の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間に2名以上発生した場合

ロ 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

八 前号の報告を行った養護老人ホーム等は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。